

和木町役場電話システム一式リース

(主装置、電話機、配線の改修工事構築含む)業務

プロポーザル実施要領

令和8年2月

和木町企画総務課

和木町役場電話システム一式リース 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は和木町役場庁舎内及び周辺（文化会館、給食センター、美術館、体育センター、中学校、消防東出張所に設置している既設電話機について、機能的な電話通信設備及び周辺機器等の環境を整備するため、契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名 和木町役場電話システム一式リース

(2) 事業目的

電話通信設備及び周辺機器等の環境を整備し、開庁日から運用できるようとする。本町では人口減少が進む中、将来的なコスト、設備の拡張や縮小等、将来の変化に柔軟に対応できる環境・運用を考慮する必要がある。

(3) 事業内容

庁舎内及び周辺（文化会館、給食センター、美術館、体育センター、中学校、消防東出張所に電話通信設備及び周辺機器等の賃貸借するもの。

令和8年度から使用できる環境を整備し、運用できるようにする。

(4) リース期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで（7年間）

※機器の据付け時期は、令和8年3月末を予定。

※令和8年4月1日に契約を締結し、令和8年度以降でリース料を支払う。

(5) 提案上限額

提案上限額については、7年間総額で7,854,000円（税込）とする。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和8年度	1,122,000円（税込）
令和9年度	1,122,000円（税込）
令和10年度	1,122,000円（税込）
令和11年度	1,122,000円（税込）
令和12年度	1,122,000円（税込）
令和13年度	1,122,000円（税込）
令和14年度	1,122,000円（税込）

3. スケジュール

日 程	実施項目	手段・場所
令和 8 年 2 月 20 日(金)	実施要領等の公表	ホームページ
令和 8 年 2 月 26 日(木)	実施要領等への質問締切	F A X・電子メール (随時回答)
令和 8 年 3 月 2 日(月)	参加表明書の提出期間	持参、郵送、電子メールのいずれか
令和 8 年 3 月 10 日(火)	企画提案書等の提出期限	持参、郵送のいずれか
令和 8 年 3 月 13 日(金)	提案書類審査	提出書類
令和 8 年 3 月 16 日(月)	審査結果通知	郵送
令和 8 年 4 月 1 日(水)まで	委託契約締結	郵送

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続きの申立てをした者ではないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

5. 質問及びそれに対する回答

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 質問の提出方法

- ①提出書類：質問書（任意様式）
- ②提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ③受付期限：令和 8 年 2 月 26 日(木) 17 時まで
- ④提出先：和木町役場企画総務課 E-mail：shomu@town.waki.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和 8 年 3 月 2 日(月)までに、提案依頼事業者へ電子メール等により回答する。

6. プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望するものは、下記のとおり提出すること。

提出期限までに提出されない場合は辞退されたものとみなします。

なお、辞退された場合でも貴社が不利益な取り扱いを受けることはありません。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限：令和8年3月2日（月） 17時まで
- (4) 提出先：〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
和木町役場企画総務課庶務係
- (5) 提出部数：1部

7. 提案書等の提出

- (1) 提出書類

- ①提案書（任意様式）
- ②会社概要書（任意様式）
※既存のパンフレット等で可
- ③業務実績書（任意様式）
- ④見積書（任意様式）
※宛名は和木町長とし、見積書には事業に要する見積額（税込）を記載すること。

- (2) 提案内容

- ①仕様書を踏まえた実施方針等について記載すること。
- ②別紙「和木町役場電話システム一式リース審査基準」を踏まえた提案とすること。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (4) 提出期限：令和8年3月10日（火） 17時まで
提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなします。
- (5) 提出先：〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
和木町役場企画総務課庶務係
- (6) 提出部数：正本1部、副本4部

8. 審査の実施

- (1) プロポーザル審査

提案書に基づいた書類審査を実施し、内容を総合的に評価した上で、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

- ① 日時 令和8年3月13日（金）
- ②場所 和木町役場会議室

- ③概要
- ・提案書の内容で審査し、追加の資料は認めない。
 - ・審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、見積額を低価格で提案した者に決定する。
 - ・審査結果は、提案者全員に文書により通知する。（選定された受託候補者については、名称及び採点結果を記載し、その他の提案者についても、名称をふせて採点結果を記載したもの的通知する。）
 - ・審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

（2）審査基準

別紙の審査基準に基づき評価する。

9. 契約の締結

選定された受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。なお、上記の場合、町は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）本要領に定める手続きを遵守しない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- （4）その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

11. その他留意事項

- （1）提案者は、複数の提案をすることはできない。
- （2）提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- （3）提案者は、参加表明書の提出をもって、本依頼書及び仕様書等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- （4）提出書類は返却しない。
- （5）提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- （6）提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的外には使用しない。
- （7）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、和木町情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （8）提案者が1社の場合でも本プロポーザルを実施する。

12. 問合わせ先

和木町役場企画総務課庶務係

〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号

電話番号：0827-52-2136

FAX 番号：0827-52-5313

E-mail : shomu@town.waki.lg.jp

担当：山田